

**いのち支える天童市自殺対策計画(第2期)**  
～誰も自殺に追い込まれることのない天童市の実現を目指して～  
(案)

令和6(2024)年3月

**天 童 市**



# 目次

## 第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の数値目標	2

## 第2章 天童市における自殺の現状と課題

1 天童市における自殺の現状について	4
2 関連指標の進捗状況	7
3 自殺の現状と特徴を踏まえた課題	9

## 第3章 自殺対策の基本的な考え方

1 自殺対策の基本認識	10
2 自殺対策の基本方針	10
3 天童市における自殺対策の基本理念	10
4 SDGs関連目標	10

## 第4章 天童市における自殺対策の施策

1 施策体系	12
2 基本施策	13
3 重点施策	21
4 関連指標	24

## 第5章 天童市における自殺対策の推進体制

1 推進体制	25
2 推進主体の基本的な役割	25

## 資料編

1 天童市こころの健康推進連絡会議設置要綱	27
2 天童市自殺対策連携会議設置要綱	29
3 計画の策定経過	31

---

## 第1章 計画策定の趣旨等

---

### 1 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥る、社会とのつながりの減少により生きていても役に立たないという役割喪失感や、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感などの、危機的な状態にまで追い込まれる過程等が考えられます。

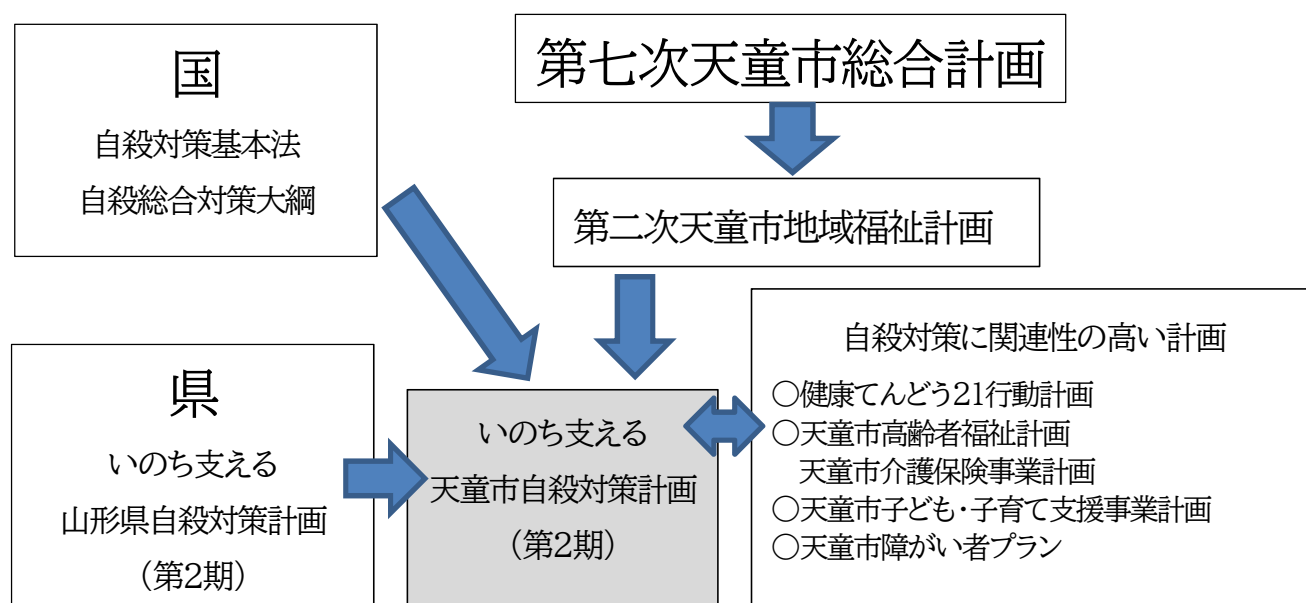
国内の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。このような中、平成18年に自殺対策基本法が施行され、国を挙げて自殺対策を推進し、施行から10年目の平成28年には「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、同法が改正されたことにより、国の自殺者数が2万人台に減少しております。しかし、令和2年からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性やこども・若者を含む自殺者数が増加に転じています。

本市では、平成31年3月に「いのち支える天童市自殺対策計画」を策定し、自殺対策に取り組んできましたが、自殺者数は減少傾向にあるものの、毎年変動が見られることから、その動向については予断を許さない状況です。そのため、引き続き、自殺対策を総合的かつ効果的に推進し、誰も自殺に追い込まれることのない天童市の実現を目指して、「いのち支える天童市自殺対策計画(第2期)」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱及び県の「いのち支える山形県自殺対策計画(第2期)」の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、本計画は、「第七次天童市総合計画」及び「第二次天童市地域福祉計画」を上位計画として、「健康てんどう21行動計画」等の本市の諸計画との整合性を図ります。



## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や自殺者数の動向等に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 4 計画の数値目標

誰も自殺に追い込まれることのない天童市の実現を最終的な目標として、自殺対策の推進を図ります。

国の自殺対策大綱において、令和8年までに自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を平成27年と比べて30%以上減少させることを目標と定めています。

第1期計画では、本市の平成28年までの5年間の平均自殺死亡率21.5を国に準じて令和8年には30%減の15.1以下に、同じく5年間の平均自殺者数13.4人を9.2人以下に減少させることを目指すこととしました。そして、第1期計画最終年となる令和5年までの5年間平均での自殺死亡率は18.1、自殺者数は11.2人となっています。

こうした経過と現状から、本計画では「自殺死亡率を令和8年までに平成27年と比べて30%以上減少させる」目標の達成を引き続き目指すとともに、最終年度に当たる令和10年においてもそ

の水準を維持し、自殺死亡率を15.1以下、自殺者数を9.0人以下とすることを本計画の数値目標とします。

	第1期計画 策定時	現状	自殺対策大綱 目標年	計画目標年
	平成30年	令和5年	令和8年	令和10年
自殺死亡率(※1)	21.5	18.1	15.1 以下	15.1 以下
自殺者数(※1)	13.4 人	11.2 人	9.2 人以下(※2)	9.0 人以下(※3)

出典:警察庁「自殺統計」

※1 年による変動が大きいことから直近の5年間の平均数値により求めた。

※2 「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月集計)」(国立社会保障・人口問題研究所)による、令和7年の天童市の人口 60,701 人を用いて算出。

※3 「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月集計)」(国立社会保障・人口問題研究所)による、令和12年の天童市の人口 59,270 人を用いて算出。

#### 【参考】

本計画においては、警察庁「自殺統計」の自殺日、住居地をもとに計上しています。

警察庁 「自殺統計」	対象	日本における外国人含む。
	計上時点	死体発見時点(認知時点) 住居地(住所地ではない)・発見地でそれぞれ計上。
	計上方法	死体発見時に、自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は、その後の捜査により自殺と判明した時点で計上。

## 第2章 天童市における自殺の現状と課題

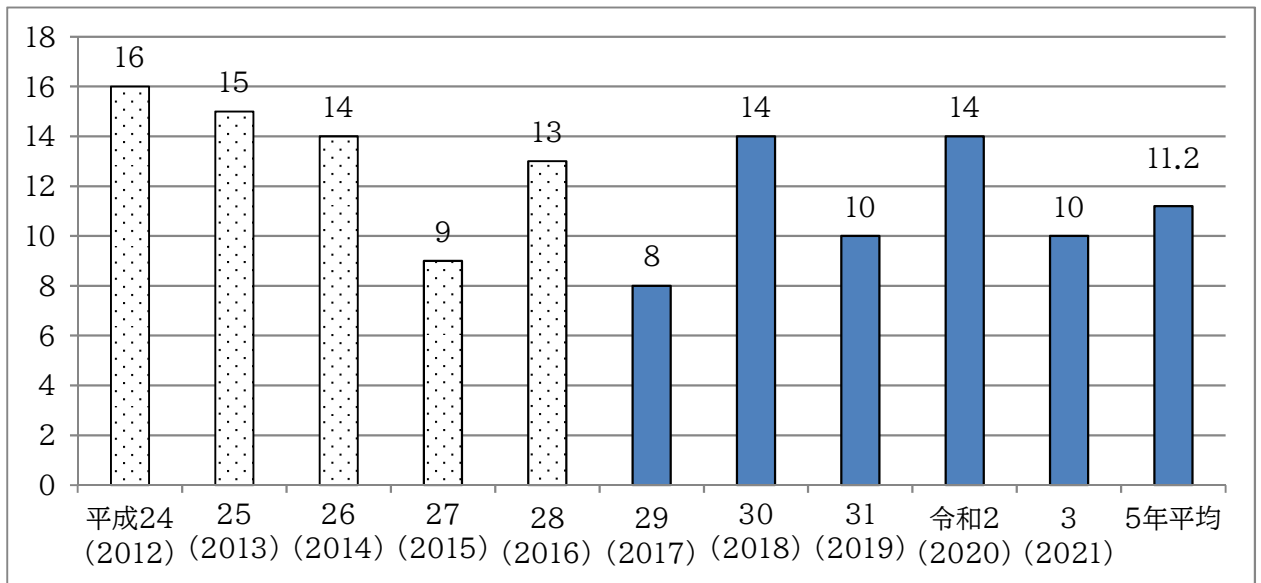
### 1 天童市における自殺の現状について

#### (1) 自殺者の推移

平成29年から令和3年までの本市の合計自殺者数は56人で、5年平均自殺者数は11.2人となっています。

図1 自殺者数の推移

単位:人

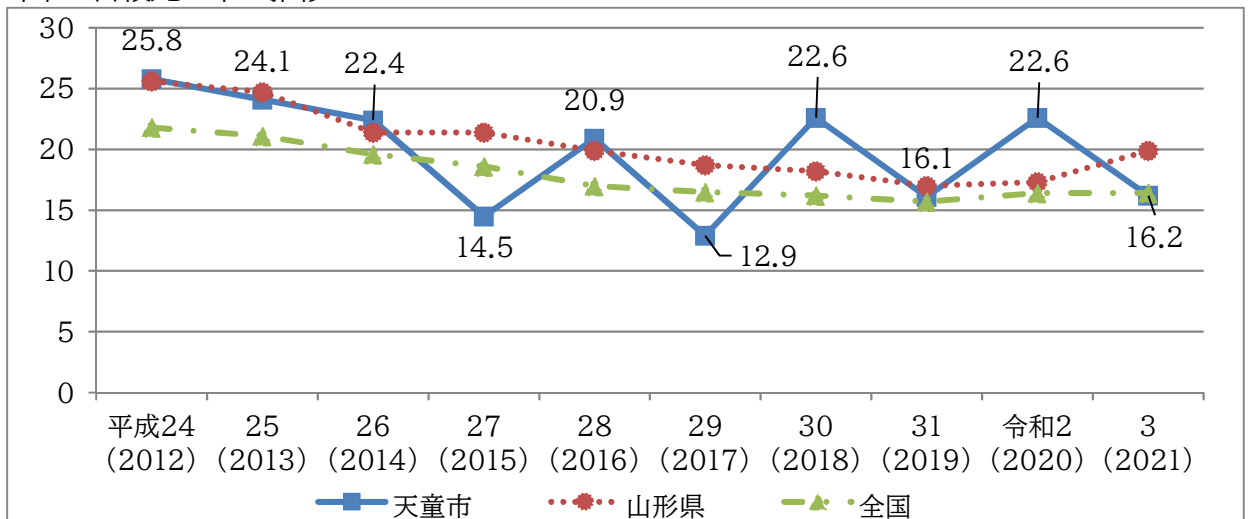


#### (2) 自殺死亡率の推移

国、県における自殺死亡率は減少傾向にありましたが、令和2年から増加に転じています。本市においては、年により変動があるものの、おおむね横ばいになっています。

図2 自殺死亡率の推移

単位:人口10万人対



出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

表1 自殺死亡率の年次推移

単位:人口10万人対

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
天童市	12.9	22.6	16.1	22.6	16.2
山形県	18.7	18.2	17.0	17.3	19.9
全国	16.5	16.2	15.7	16.4	16.4

出典:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」

**(3) 性別・年代別の平均自殺死亡率の特徴**

男性は40歳代が最も多く、次いで50歳代となっています。女性は80歳以上が最も多く、次いで70歳代となっています。

表2 性別・年代別自殺死亡率(平成29年～令和3年平均)

単位:人口10万人対

		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
男性	天童市	3.5	27.5	10.4	43.3	38.5	31.5	29.3	27.6
	山形県	3.7	30.2	33.5	26.5	34.3	29.3	27.6	43.5
	全国	3.8	24.0	24.5	26.1	30.5	24.2	26.9	34.3
女性	天童市	7.5	7.4	5.5	9.9	5.2	0.0	21.3	36.6
	山形県	3.2	7.9	6.4	10.0	9.5	11.1	12.5	19.6
	全国	2.4	11.4	9.5	10.8	12.7	10.9	13.2	13.0

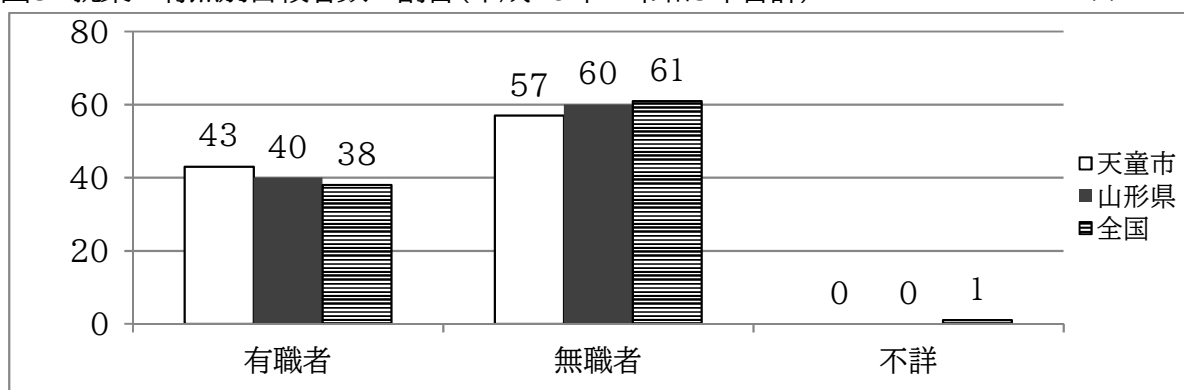
出典:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」

**(4) 就業の有無別自殺者数の割合**

有職者より無職者の割合が高く、国や県に比べ、自殺者数全体における有職者の割合が高い傾向にあります。

図3 就業の有無別自殺者数の割合(平成29年～令和3年合計)

単位:%



出典:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」に基づき独自集計



## (5) 「地域自殺実態プロフィール(2022)」における本市の自殺の主な特徴

いのち支える自殺対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロフィール(2022)」では、過去5年間の自殺者を、性別・年齢階級(成人3区分)・職業の有無・同居人の有無別で区分し、本市の主な自殺の特徴として次のとおり示しています。

### ア 主な自殺者の特徴

自殺者数は「男性40～59歳有職同居」が最も多く、次いで「男性60歳以上無職同居」となっており、男性が広い年齢層で職業の有無を問わず高くなっています。女性では、「女性60歳以上無職独居」、「女性60歳以上無職同居」が上位にあり、同居人の有無にかかわらず60歳以上が高い傾向になっています。

表3 天童市における主な自殺者の特徴

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率	背景にある主な自殺の危機経路(※)
1位:男性40～59歳有職同居	10	17.9%	31.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:男性60歳以上無職同居	8	14.3%	33.8	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位:女性60歳以上無職独居	5	8.9%	88.4	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:女性60歳以上無職同居	5	8.9%	12.1	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:男性40～59歳無職同居	3	5.4%	135.8	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺

出典:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2022)」

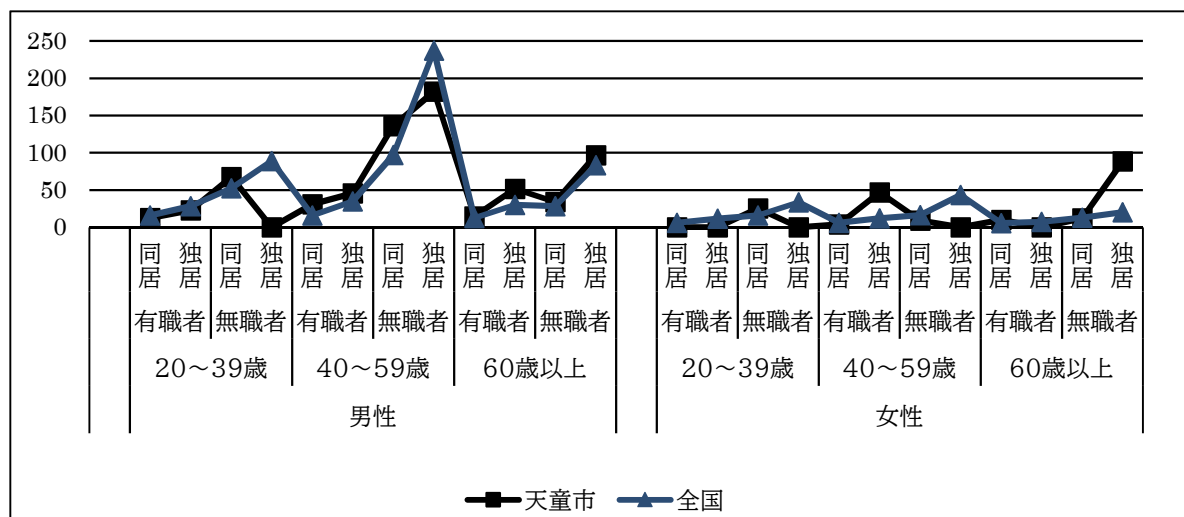
※背景にある主な自殺の危機経路は「自殺実態白書2013」(ライフリンク)を参考に自殺総合対策推進センターが分析したもの。

### イ 自殺死亡率の概要

自殺死亡率は「男性40～59歳無職独居」が最も高く、次いで「男性40～59歳無職同居」となっており、他の区分に比べて著しく高くなっています。

また、同居と独居を比較すると、男性は「20～39歳無職者」以外は、同居に比べ独居の自殺死亡率が高くなっています。女性は大きな差は見られませんが、「60歳以上」は同居に比べ独居の自殺死亡率が高くなっています。

図4 自殺死亡率の概要



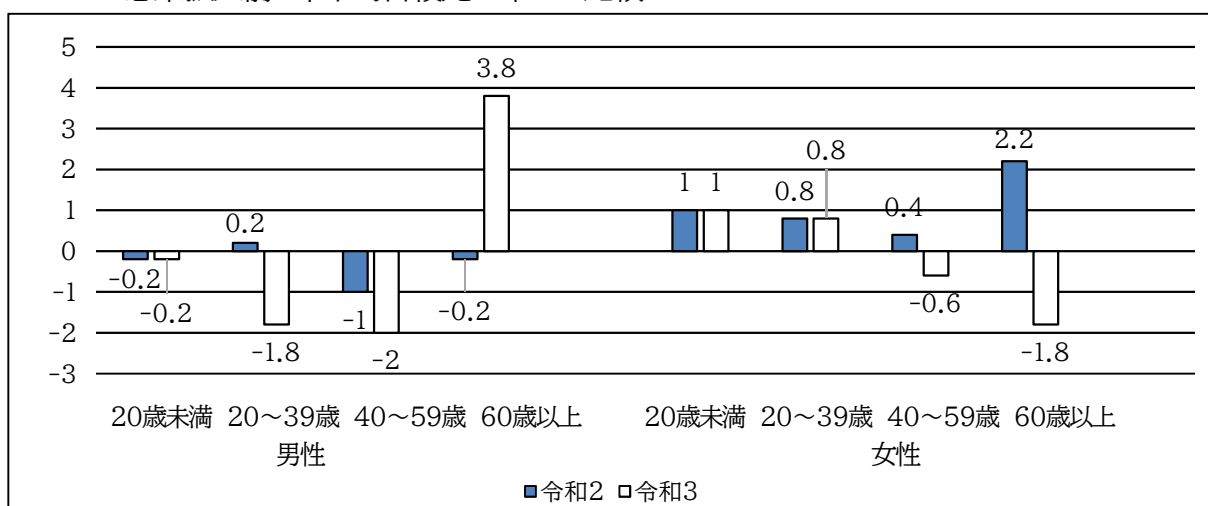
出典:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」

### (6) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

本市の令和2年及び令和3年の性別・年齢階級別の自殺死亡率について、感染症拡大前の5年間(平成27年から平成31年)の自殺死亡率の平均との差を比較しています。

国、県における自殺者数は、新型コロナウイルス感染症拡大期においては増加傾向であり、特に子ども・若者と女性が大きく影響を受けたものと考えられています。本市においては、例年と異なる明らかな変化はみられません。

図5 本市における性別・年齢階級別の令和2年及び令和3年自殺死亡率と新型コロナウイルス感染症拡大前5年平均自殺死亡率との比較



出典:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」

## 2 関連指標の進捗状況

第1期計画においては、誰も自殺に追い込まれることのない天童市の実現を基本理念とし、5つの基本施策と2つの重点施策をもとに具体的な取組を進めてきました。

平成28年度から、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守りを行うゲートキーパーの養成を行っています。具体的な取組としては、対象者を全市職員、関係機関等へ拡大したことで、令和4年度には目標を大きく上回る592人のゲートキーパーを養成することができました。

気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合は、第1期計画策定時より約4倍増えています。その要因としては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人との交流の制限による生活様式の大きな変化が影響したものと考えられます。

重点施策である「失業者・無職者・生活困窮者」、「子ども・若者」に関する指標は表のとおりになります。また、「天童市自殺対策連携会議」においては庁内関係各課で実施している基本施策、重点施策の進捗状況を確認し、課題等について検討を重ね、総合的な自殺対策を推進しました。さらに、「天童市こころの健康推進連絡会議」において本市の自殺の現状や課題を関係行政機関、各種関係団体等と共有の上、連携や調整を図りました。

項目	第1期計画策定時の現状 平成29年度	第1期計画の目標 令和5年度	実績 令和4年度
ゲートキーパー養成講座延受講者数(平成28年度～累計) ※第七次天童市総合計画	67人	400人 200人から上方修正	592人
気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合 ※第三次健康てんどう21行動計画	3.7%	2.7%	14.7%
生活困窮者自立相談支援プラン作成件数 ※第七次天童市総合計画	15件	45件	18件
地域の居場所づくり設置箇所数 ※第七次天童市総合計画	6箇所	15箇所 30箇所から下方修正	11箇所
各学校の学校評価における児童生徒・保護者の満足度 ※第七次天童市総合計画	89.8%	92.5%	91.5%
Q-Uアンケートにおける学級満足群率 ※第七次天童市総合計画	小学校 61.4%	63%	55.0%
	中学校 68.3%	69.5%	62.3%

### 3 自殺の現状と特徴を踏まえた課題

#### (1) 自殺者数及び自殺死亡率について

自殺者数は減少傾向にありますが、自殺死亡率は年によって変動があり、近年はおおむね横ばいにあります。

#### (2) 自殺の特徴を踏まえた対策について

本市の特徴として、男性40歳から59歳男性の自殺死亡率が国や県に比べて高く、有職者の割合も国や県に比べて高い傾向にあり、働き盛り世代の対策を推進する必要があります。

また、女性20歳未満の自殺死亡率は県の倍以上高く、今後も子ども・若者に対し、重点的に対策を推進していく必要があります。

さらに、女性70歳以上の自殺死亡率が高く、高齢者に対し重点的な対策が必要です。

---

## 第3章 自殺対策の基本的な考え方

---

### 1 自殺対策の基本認識

自殺総合対策大綱では、自殺の現状と自殺総合対策における基本認識を挙げています。本計画においても自殺総合対策大綱の基本認識を念頭に置いて、自殺対策を推進します。

- (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。
- (2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- (4) 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する。

### 2 自殺対策の基本方針

自殺総合対策大綱及びいのち支える山形県自殺対策計画(第2期)の基本方針等を踏まえて、本市における自殺対策の基本方針を以下のように設定します。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する。
- (2) 関連施策との連携を強化して総合的に取り組む。
- (3) レベルごとの対策や対応の段階に応じた施策を効果的に連動させる。
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する。
- (5) 関係者の役割を明確化し、その連携・協働を推進する。
- (6) 自殺者等の尊厳及び生活の平穩に配慮する。

### 3 天童市における自殺対策の基本理念

**基本理念** 『誰も自殺に追い込まれることのない天童市』の実現を目指す

人の「命」は何ものにも代えがたいものです。また、自殺は本人にとって悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失となります。

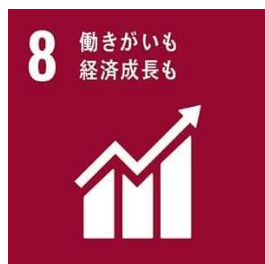
自殺を個人の問題としてではなく、社会の問題として捉え、自殺対策を生きることの包括的な支援として、すべての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう取り組み、誰も自殺に追い込まれることのない天童市の実現を目指します。

### 4 SDGs関連目標

SDGs(持続可能な開発目標)は、平成27年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として掲載された令和12年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標

です。

本計画と関連する SDGs関連目標は以下のとおりです。自殺対策の取組を推進することで、SDGs達成への貢献も期待されます。



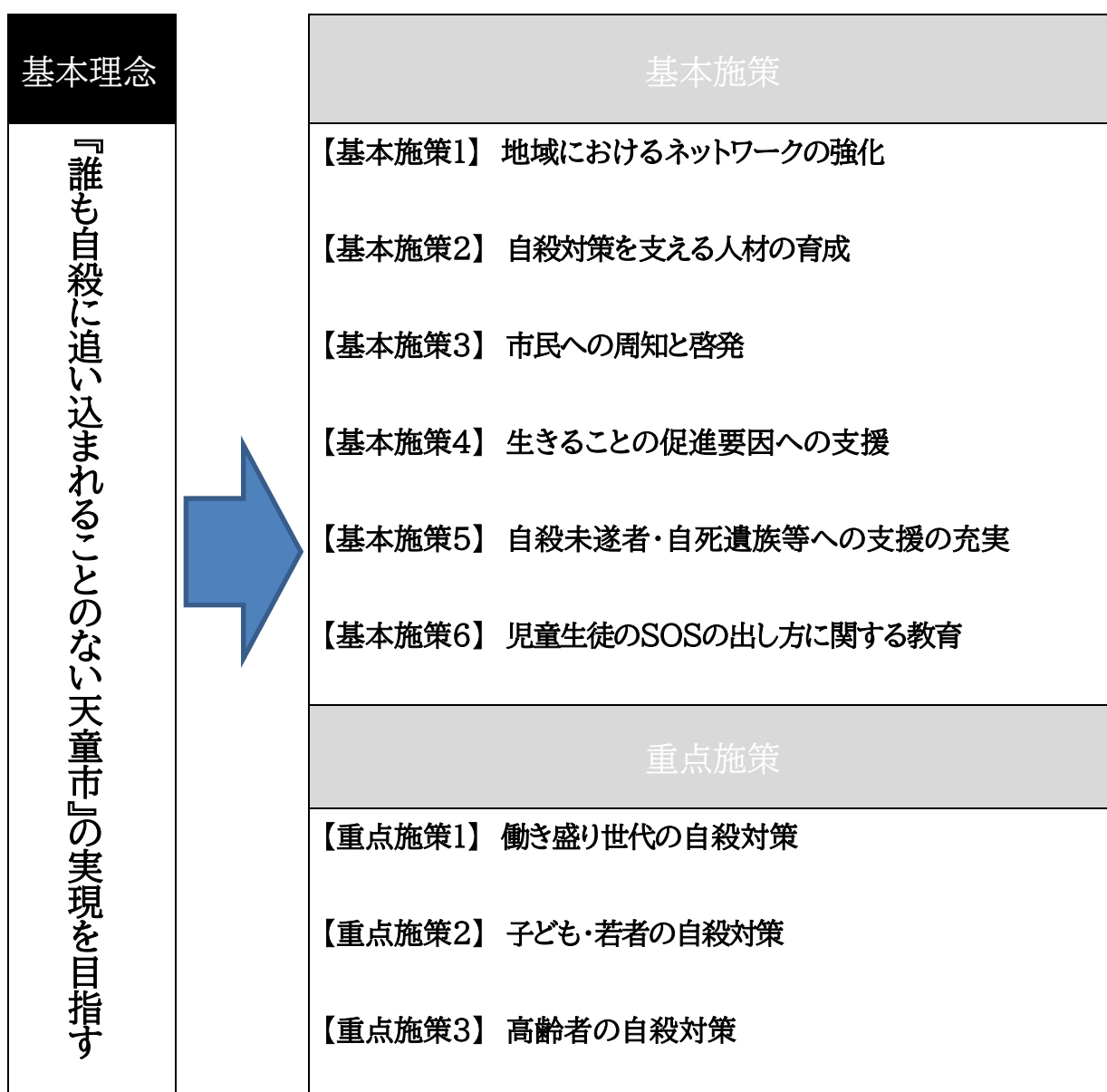
## 第4章 天童市における自殺対策の施策

### 1 施策体系

本市の自殺対策は、すべての自治体が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、本市の自殺の現状を踏まえた「重点施策」で構成しています。

「基本施策」は、地域における自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な内容になります。

一方「重点施策」は、「働き盛り世代」、「子ども・若者」、「高齢者」の自殺対策に焦点を絞り、優先的に推進していきます。



## 2 基本施策

### 【基本施策1】 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。自殺は多様な要因が関係しているため、様々な分野の施策、組織や人が緊密な連携をする必要があります。

#### 取組1 関係機関におけるネットワークの強化

取組・事業名	内容	所管課等
天童市こころの健康推進連絡会議	関係機関や民間団体等と緊密な連携と協力し、自殺対策を総合的に推進します。	健康課
天童市自殺対策連携会議	市役所内の生活問題に関連する部署で組織し、緊密な連携と協力のもと、横断的に自殺対策を推進します。	健康課

#### 取組2 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

取組・事業名	内容	所管課等
生活保護事業や生活困窮者自立支援事業との連携強化	自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、生きることの困難感や課題を抱えた市民に対して、関係機関が連携して支援を行うための基盤を整えます。	社会福祉課
天童市障がい者自立支援協議会との連携	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、関係機関の代表者等による会議を開催し、関係機関が連携して支援を行います。	社会福祉課
産科医療機関との連携	個別支援が必要な妊婦について、産科医療機関と定期的な情報交換会を開催します。情報を共有することで、妊婦の心身の不調や不安に早期から支援を行います。	健康課
天童市要保護児童対策地域協議会との連携	要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関の代表者及び担当者による会議を開催し、関係機関が連携して支援を行います。	子育て支援課

### 【基本施策2】 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、担い支える人材がいて、初めて機能するものです。そのため、自殺対策を支える人材の育成は、自殺対策を推進する上で基礎となる重要な取組です。自殺対策を推進していくために、様々な分野の専門家や関係者だけでなく、市民を含めて、地域のネットワークの担い手となる人材を幅広く育成します。



### 取組1 市民に対する研修の開催

取組・事業名	内容	所管課等
市民向けゲートキーパーに関する知識の普及	身近な地域の中で担い手となる、ゲートキーパーに関する出前講座や講演会を市民向けに開催し、見守り体制の強化を図ります。	健康課

### 取組2 様々な職種を対象とした研修会の開催

取組・事業名	内容	所管課等
民生委員・児童委員活動事業	研修会等の充実を図ることにより、民生委員・児童委員としての資質の向上と意識の啓発を図ります。	社会福祉課
職能団体向けゲートキーパーに関する知識の普及	保健、医療、福祉、経済、労働等の様々な分野における職能団体向けにゲートキーパーに関する知識の普及のための出前講座や講演会を実施します。	健康課
相談支援者向け研修	相談支援に携わる機会の多い専門職を対象とした、自殺対策に関する研修会を開催します。	健康課
小中生徒指導主事等研修会	子どもたちを取り巻く様々な課題を共有しながら、効果的な対応のあり方について研修を行います。	学校教育課

## 【基本施策3】 市民への周知と啓発

地域のネットワークを強化して相談体制を整えるとともに、市民に対し相談機関等に関する情報を提供し、講演会等を開催することで、自殺対策に対する理解を深めることができるように、周知と啓発に努めます。

### 取組1 リーフレット・啓発グッズの作成と周知

取組・事業名	内容	所管課等
こころの健康・自殺予防・相談窓口に関するリーフレット等の配布	こころの健康や自殺予防、相談窓口に関するリーフレットやチラシを様々な機会に配布し、市民に対する情報提供と周知に努めます。	健康課

### 取組2 市民向け講演会等の開催

取組・事業名	内容	所管課等
こころの健康づくり講演会	こころの健康づくりの普及啓発、ならびに家庭や地域における意識啓発を目的に開催します。	健康課

こころの健康に関する出前講座	こころの健康や精神疾患等に関する出前講座を開催します。	健康課
----------------	-----------------------------	-----

### 取組3 メディアを活用した啓発活動

取組・事業名	内容	所管課等
広報紙の活用	市報を活用し、こころの健康や相談会等の情報を掲載し、市民への啓発と周知に努めます。	健康課
こころの体温計	インターネットを活用したメンタルセルフチェックシステムを運用することで、こころの健康に関する情報発信と自己診断、相談窓口の周知を図ります。	健康課
ホームページ等の活用	本市のホームページやSNS等を活用し、相談会の開催案内等、相談窓口の周知を図ります。	健康課

## 【基本施策4】 生きることの促進要因への支援

「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことによって、自殺のリスクを低下させることができるため、「生きることの促進要因」への支援を進めます。

### 取組1 居場所づくりの推進

取組・事業名	内容	所管課等
地域カフェ推進事業・いきいきサロン21事業	高齢者の居場所づくりや介護予防のための通いの場(地域カフェ)の運営や、高齢者の仲間づくりや交流の場づくり活動(いきいきサロン)を支援します。	保険給付課
介護予防・健康増進事業	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防や閉じこもりの予防のため、ストレッチや有酸素運動、水中運動などを取り入れた介護予防教室を実施します。	保険給付課
さわやか健康教室	一般の高齢者の介護予防や健康づくりに対する意識の普及啓発のため、健康教室を開催します。	保険給付課
認知症カフェ	認知症の方やその家族、認知症ケアの専門職、地域住民などが交流できる場を提供し、認知症の方の家族の介護負担軽減や、認知症に対する正しい理解の普及啓発を行います。	保険給付課

放課後児童健全育成事業	就業等により、保護者が昼間家庭にいない小学校低学年等の児童を対象として、当該児童の放課後又は小学校の長期休暇等における健全育成を図ることを目的に遊びや生活の場を提供します。	子育て支援課
ひとり親家庭等学習支援事業	山形県ひとり親家庭福祉会へ委託し、ひとり親家庭等を対象に学習支援を行います。また、学習支援後にお弁当配布や食事の提供を実施します。	子育て支援課
適応指導教室(アウトースクール)の開設	「学校に行きたいけれど行けない、でも勉強やいろいろな活動がしたい」という子どもを対象に、学習の遅れを補足しながら心身ともに健全に育成することと、集団への適応力・社会的自立を育成しながら学校への復帰を図るための適応指導教室を開設します。	学校教育課
放課後子ども教室推進事業	放課後や休日における子どもたちの安全・安心な居場所づくりを推進し、子どもたちの健全育成を図るため、地域の教育力を活用して様々な体験活動や学習活動の機会を提供します。	生涯学習課
公民館事業	地域における生涯学習や地域づくり活動の拠点である公民館活動をととして、市民に生きがいや楽しみの場を提供するとともに、地域内の人々のつながりや支え合いを促進することにより、心身ともに健康な地域社会づくりを行います。公民館が主催して行う健康に関する講座を、こころの健康に関する内容も含めて実施します。	生涯学習課

## 取組2 相談体制の充実

取組・事業名	内容	所管課等
市民相談室	市民から市への要望や陳情、相談等に、迅速かつ効率的に対応するための総合的な窓口として開設します。行政に関わる案件に限らず、民事・家事的な相談が寄せられる機会も多く、相談内容に応じた相談窓口の紹介をします。また、法律的な解釈が必要とされる案件に対しては、法律相談を実施します。	市長公室
納税相談	納税者に対して、個別・具体的な実情を十分に把握したうえで、分割納付などの相談及び納付指導を実施します。また、生活状況によっては、他の相談窓口を紹介します。	納税課

高齢者等健康相談事業	天童市高齢者健康福祉施設「天童温泉 はな駒荘」の健康相談室に看護師を配置し、高齢者や障がい者の血圧測定、健康相談などを行います。	社会福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、市社会福祉協議会に委託し、失業や離職、病気などの理由により、困窮や生活の困りごとを抱える方の相談窓口として天童市生活自立支援センターを開設します。センターでは、専門の相談支援員が相談者の現状に合わせた支援プランを作成した上、その自立を図るため、継続して支援を行います。	社会福祉課
在宅高齢者訪問指導事業(すこやか訪問指導)	介護保険の受給者を除く75歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、生活習慣病や閉じこもり、うつ、寝たきりなどの予防のため、訪問による健康指導を行います。	保険給付課
地域包括支援センター等における高齢者総合相談支援・権利擁護事業	高齢者やその家族、地域住民からの相談に対応し、必要とする保健福祉制度や介護保険サービス、地域支援事業などのサービスの利用の支援や関係機関へのつなぎを行います。また、高齢者の権利擁護のため、虐待対応や成年後見制度の利用促進を行います。	保険給付課
成年後見センター事業	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力に不安を抱える方については自殺リスクが高い方も含まれており、成年後見制度の利用相談や手続き支援、成年後見制度の周知活動により、判断能力が不十分な方の権利擁護を推進します。	保険給付課
介護給付事業	介護者にとって介護の負担が大きくなると、自殺や心中等のリスクが高まる場合も考えられることから、窓口等での相談や介護サービスの提供により介護の負担軽減を図ります。	保険給付課
母子保健コーディネーター事業	母子保健コーディネーターを配置し、妊娠・出産・育児期の切れ目のない支援を行います。	健康課
母子健康手帳交付	母子手帳交付時に妊婦に対し、母子保健コーディネーター等が面談を行い、アセスメント表を作成しながら、支援が必要な妊婦の把握と支援を行います。	健康課
ぴよママ応援ギフト事業(出産・子育て応援給付金)	妊産婦に対し、伴走型相談支援(面談やアンケート聴き取り等)を行い、安心して出産・子育てが出来るよう支援を行います。	健康課

ぴよママ安心パック事業	母子健康手帳交付後の全ての妊婦に対し、妊娠後期に焦点をあて、母子保健コーディネーター等が個別の健康相談を行うことで、妊産婦に対する育児支援の強化を図ります。	健康課
産前・産後サポート事業(ぴよママのための助産師相談)	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門職が相談支援を行い、妊産婦の出産・育児に関する不安や孤立感等の精神的負担の解消を図ります。	健康課
産後ケア事業	産後の心身の回復が思わしくなく、乳児の世話や授乳指導が必要な母子を対象に、市内医療機関において、母体管理や沐浴及び授乳指導を実施することで、心身の安定と育児不安の解消を図ります。	健康課
乳児家庭全戸訪問事業	全出生児を対象にした乳児訪問を行い、「エジンバラ産後うつ病質問票」等を活用して産後うつの早期発見と早期支援等、育児不安の軽減を図ります。	健康課
養育支援訪問事業	養育支援が必要と思われる家庭に対して家庭訪問を行い、養育に関する助言を行います。	健康課 子育て支援課
発達支援相談	市健康センターすこやかルームにおいて、発達に関する気がかりのある幼児から中学生までを対象に、公認心理師等が相談に応じ、学校教育課や保育施設などの関係機関と連携した支援を行います。	健康課
家庭児童相談	子どもの養育、しつけなど、子どものいる家庭に関する相談に応じます。	子育て支援課
母子・父子・婦人相談	男女のトラブル、家庭内のトラブル、母子・父子やひとり親に関する相談に応じます。	子育て支援課
消費生活相談事業	契約に関するトラブル、商品の安全性などの消費生活相談に応じます。相談を聞く中で、身心の不調を訴える方には、相談窓口を紹介します。	生活環境課
多重債務相談	多重債務に陥ってしまった方の相談を受け付けます。多重債務相談カードを作成し、山形県弁護士会の多重債務者無料相談を紹介します。	生活環境課
水道料金等滞納者相談業務	水道料金等の全額納付が難しい世帯に対しては、未納額の分割納付や今後の支払いについて相談・指導を行います。	上下水道課

教育相談・教育相談ダイヤル	児童生徒や保護者、先生方の教育に関する様々な課題、小中学生のこころの悩みについて、電話または来所により相談を受け付け、解決に向けたアドバイスをするとともに、子どもたちの自立へ向けた援助を行います。	学校教育課
---------------	--	-------

※若者相談支援拠点とは、不登校やひきこもり、ニート等の社会参加に困難を有する若者やその家族等への相談支援や居場所づくり、学びなおし等の支援を行う。県がNPO 法人との協働により設置している。

### 取組3 支援者への支援

取組・事業名	内容	所管課等
認知症カフェ【再掲】	認知症の方やその家族、認知症ケアの専門職、地域住民などが交流できる場を提供し、認知症の方の家族の介護負担軽減や、認知症に対する正しい理解の普及啓発を行います。	保険給付課
中学校生徒指導主事連絡会	子どもたちを取り巻く様々な課題を共有しながら、効果的な対応のあり方について研修を行います。	学校教育課

### 【基本施策5】 自殺未遂者・自死遺族等への支援

自殺が生じた場合、周囲に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないように支援が必要です。自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けにくい状況が作られ、支援の妨げになることから、自殺に対する偏見を払拭できるよう、啓発を進めます。

#### 取組1 自殺未遂者への支援

取組・事業名	内容	所管課等
自殺未遂者相談支援事業	警察署が、自殺未遂者の情報を保健所に提供し、情報を受けた保健所は相談支援を行うとともに、専門の相談機関への紹介やケース検討会を実施します。	県
自殺未遂者相談支援事業の情報提供	県が実施する自殺未遂者相談支援事業についての情報提供を行います。	健康課

#### 取組2 自死遺族への支援

取組・事業名	内容	所管課等
自死遺族相談・自死遺族のつどい	山形県精神保健福祉センターでは自死遺族等に対する個別相談、自死遺族のつどいの開催により遺族等の継続支援を行います。	県

自死遺族相談・自死遺族のつどいの情報提供	山形県精神保健福祉センターで開催している自死遺族相談・自死遺族のつどいについての情報提供を行います。	健康課
----------------------	--	-----

### 【基本施策6】 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく、信頼できる大人に助けを求めたり、周囲の大人がSOSに気づき、適切な対応ができるよう、児童生徒の居場所づくりや環境づくりを行うとともに、困難な事態や強い心理的負担を受けた時などの対処法を身に付けるための教育を推進します。

#### 取組1 SOSの出し方に関する教育等の推進

取組・事業名	内容	所管課等
SOSの出し方に関する教育	適切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にを出す)ができるように、市内小中学校児童生徒へのSOSの出し方教育を実施します。	健康課 学校教育課
SOSの受け止め方に関する教育	児童生徒のSOSを受け止め、支援できるように身近な大人(教員や保護者など)を対象にSOSの受け止め方教育を実施します。	健康課 学校教育課

#### 取組2 環境づくりの推進

取組・事業名	内容	所管課等
教育相談・教育相談ダイヤル	児童生徒や保護者、先生方の教育に関する様々な課題、小中学生のこころの悩みについて、電話または来所により相談を受け付け、解決に向けたアドバイスをするとともに、子どもたちの自立へ向けた援助を行います。	学校教育課
スクールライフ充実支援事業	いじめ・不登校・こころの悩みなどを早期発見し、早期対応しながら、児童生徒一人ひとりが生き生きと学校生活を送れるように、学級集団アセスメント検査(HyperQ-U アンケート)を実施し、その分析結果を学級経営に活用します。	学校教育課

### 3 重点施策

#### 【重点施策1】 働き盛り世代の自殺対策

本市では40から59歳の働き盛り世代男性の自殺死亡率が国や県と比べて高い状況にあります。また、有職者の割合も高いことから、ストレスへの適切な対応のためのメンタルヘルス対策の推進を図ります。また、悩んでいる人に気づき、必要な支援につなげ、見守りを行うゲートキーパーの養成を推進します。

取組・事業名	内容	所管課等
職能団体向けゲートキーパーに関する知識の普及	保健、医療、福祉、経済、労働等の様々な分野における職能団体向けにゲートキーパーに関する知識の普及のための出前講座や講演会を実施します。	健康課
こころの健康づくりに関する情報提供	市内企業を対象に、こころの健康づくりに関する資料を提供し、メンタルヘルスの正しい情報の周知・啓発を図ります。	健康課
ハローワーク天童プラザの開設	ハローワークやまがた「天童ワークプラザ」をパルテ1階に開設し、職業紹介及び就労に関する相談業務、雇用情報の提供等、市内求職者の就労支援を行います。	商工観光課
求人情報や職業訓練等の周知	ハローワークや職業訓練施設等のチラシ、パンフレットを用いて随時情報発信を行い、雇用機会の広報に努めます。	商工観光課
雇用支援専門員による支援	雇用支援専門員が市内の事業所を対象として、雇用に関する相談や情報提供及び求人に係る支援等を行い、雇用促進を図ります。	商工観光課
雇用相談や企業訪問事業等の広報	山形県労働委員会が実施する事業主と、労働者を対象とした相談事業や、市と山形労働局が開催する企業合同就職説明会等の広報を行い、雇用に係る情報提供に努めます。	商工観光課
勤労者生活安定資金貸付	労働者の生活の安定と福祉の向上を目的とした貸付を行うための原資を東北労働金庫に預託します。	商工観光課
市営住宅管理運営事業	公営住宅法上の収入がある住宅困窮者に対し、市営住宅を低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与します。	都市計画課

#### 【重点施策2】 子ども・若者の自殺対策

自殺総合対策大綱において、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」が当面の重点施策の一つとされており、本市では、女性20歳未満の自殺死亡率は山形県の倍以上高いことから、子ども・若者に対し、対策を重点的に推進していきます。



取組・事業名	内容	所管課等
SOSの出し方に関する教育【再掲】	適切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOSを出す)ができるように、市内小中学校児童生徒へSOSの出し方教育を実施します。	健康課 学校教育課
SOSの受け止め方に関する教育【再掲】	児童生徒のSOSを受け止め、支援できるように身近な大人(教員や保護者など)を対象にSOSの受け止め方教育を実施します。	健康課 学校教育課
中学3年生向け相談窓口ファイルの配布	市内中学3年生を対象に、心身における健康維持と相談窓口の周知を目的にクリアファイルを作成し、配布します。	健康課 学校教育課
若者相談支援拠点の周知	県がNPO法人と協働により設置している「若者相談支援拠点」の周知・啓発を行います。	健康課
若者相談支援拠点との連携【再掲】	県がNPO法人と協働により設置している「若者相談支援拠点」の出張相談を、市健康センターにて開催します。	健康課
発達支援相談【再掲】	市健康センターすこやかルームにおいて、発達に関する気がある幼児から中学生までを対象に、公認心理師等が相談に応じ、学校教育課や保育施設などの関係機関と連携した支援を行います。	健康課
天童市要保護児童対策地域協議会との連携【再掲】	要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関の代表者及び担当者による会議を開催し、関係機関が連携して支援を行います。	子育て支援課
教育相談・教育相談ダイヤル【再掲】	児童生徒や保護者、先生方の教育に関する様々な課題、小中学生のこころの悩みについて、電話または来所により相談を受け付け、解決に向けたアドバイスをするとともに、子どもたちの自立へ向けた援助を行います。	学校教育課
適応指導教室(アウタースクール)の開設【再掲】	「学校に行きたいけれど行けない、でも勉強やいろいろな活動がしたい」という子どもを対象に、学習の遅れを補足しながら心身ともに健全に育成することと、集団への適応力・社会的自立を育成しながら学校への復帰を図るための適応指導教室を開設します。	学校教育課
スクールライフ充実支援事業【再掲】	いじめ・不登校・こころの悩みなどを早期発見し、早期対応しながら、児童生徒一人ひとりが生き生きと学校生活を送れるように、学級集団アセスメント検査(HyperQ-U アンケート)を実施し、その分析結果を学級経営に活用します。	学校教育課

中学校生徒指導主事連絡会【再掲】	子どもたちを取り巻く様々な課題を共有しながら、効果的な対応のあり方について研修を行います。	学校教育課
青少年健全育成事業	青少年の健全育成を図るため、青少年指導センターによる街頭指導や青少年健全育成市民集会の開催、青少年指導者講座等の開催、広報活動などを実施します。	生涯学習課

### 重点施策3 高齢者の自殺対策

本市では高齢者の自殺死亡率(特に80歳代以上女性)が高い傾向があります。少子高齢化が進み、人口における高齢化率が高まる中、高齢者の自殺予防対策が重要となります。高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすいと言われ、社会的な孤立を防ぐため、見守り・居場所づくり等の対策が必要です。

取組・事業名	内容	所管課等
高齢者等健康相談事業【再掲】	天童市高齢者健康福祉施設「天童温泉 はな駒荘」の健康相談室に看護師を配置し、高齢者や障がい者の血圧測定、健康相談などを行います。	社会福祉課
地域カフェ推進事業・いきいきサロン21事業【再掲】	高齢者の居場所づくりや介護予防のための通いの場(地域カフェ)の運営や、高齢者の仲間づくりや交流の場づくり活動(いきいきサロン)を支援します。	保険給付課
介護予防・健康増進事業【再掲】	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防や閉じこもりの予防のため、ストレッチや有酸素運動、水中運動などを取り入れた介護予防教室を実施します。	保険給付課
さわやか健康教室【再掲】	一般の高齢者の介護予防や健康づくりに対する意識の普及啓発のため、健康教室を開催します。	保険給付課
認知症カフェ【再掲】	認知症の方やその家族、認知症ケアの専門職、地域住民などが交流できる場を提供し、認知症の方の家族の介護負担軽減や、認知症に対する正しい理解の普及啓発を行います。	保険給付課
在宅高齢者訪問指導事業(すこやか訪問指導)【再掲】	介護保険の受給者を除く75歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、生活習慣病や閉じこもり、うつ、寝たきりなどの予防のため、訪問による健康指導を行います。	保険給付課

地域包括支援センター等における高齢者総合相談支援・権利擁護事業【再掲】	高齢者やその家族、地域住民からの相談に対応し、必要とする保健福祉制度や介護保険サービス、地域支援事業などのサービスの利用の支援や関係機関へのつなぎを行います。また、高齢者の権利擁護のため、虐待対応や成年後見制度の利用促進を行います。	保険給付課
-------------------------------------	--	-------

#### 4 関連指標

項目	現状(令和4年度)	目標(令和9年度)
ゲートキーパー養成講座延受講者数 (平成28年度～累計) <small>※第七次天童市総合計画</small>	592人	1,100人
SOSの出し方教育を実施している小・中学校数	5校	16校

---

## 第5章 天童市における自殺対策の推進体制

---

### 1 推進体制

誰も自殺に追い込まれることのない天童市を実現するため、本計画における基本施策、重点施策について、天童市こころの健康推進連絡会議での意見を取り入れ、天童市自殺対策連携会議がPDCAサイクルによる評価をすることで、目標の達成に向けた自殺対策の総合的かつ効果的な推進を図っていきます。

#### (1) 天童市こころの健康推進連絡会議

関係行政機関、各種関係団体、学識経験者により構成される会議です。本市の自殺の現状や課題を共有するとともに、自殺対策の推進に向けた協議を行い、本市における総合的な自殺対策を推進します。

#### (2) 天童市自殺対策連携会議

本市の関係部課長、関係課等の係長により構成される会議です。全庁的、横断的に「生きることの包括的な支援」として本計画に基づき、自殺対策を推進します。

### 2 推進主体の基本的な役割

#### (1) 市

自殺対策計画を策定し、市民に最も身近な立場から中長期的な視点をもって総合的かつ計画的に自殺対策を推進するとともに、成果を収集・分析し、分析結果を踏まえて自殺対策の改善を図ります。

また、自殺や自殺関連事象等に対する市民の理解を深めるための啓発活動に取り組むとともに、県や関係機関、民間支援団体、企業、市民等の関係者の連携による生きることの包括的な支援を地域レベルで積極的に展開します。

#### (2) 関係機関

保健、医療、福祉、教育、労働等、様々な分野の関係機関は、相互の連携に向けた取組を行うとともに、それぞれの専門的な立場から、自殺対策に積極的に参画することが期待されます。

#### (3) 学校

児童生徒等のこころと身体の健康づくりや生きる力を高めるための教育の推進、教職員の研修等を行い、児童生徒等の自殺対策に取り組むことが期待されます。

#### (4) 民間支援団体

自殺防止を目的とする活動だけでなく、その他の関連する分野での活動が自殺対策となり得ることを理解するとともに、連携・協働し、積極的に自殺対策に参画することが期待されます。

#### (5) 職場・企業

ワークライフバランスやメンタルヘルスケアを中心とした健康づくりやハラスメント対策を進めるなど、職場・企業の健康経営に努め、働きやすい職場づくりを行うことにより、勤労者の自殺対策に取り組むことが期待されます。

#### (6) 市民

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、誰かに援助を求めることが大切であることを理解し、危機に陥った人の心情への理解を深めつつ、自分のこころの不調や周りの人のこころの不調に気付き、適切に対処するなど主体的に自殺対策に取り組むことが求められます。また、日ごろから、市民一人ひとりがこころや身体  
の健康づくりに取り組むことが期待されます。

### 1 天童市こころの健康推進連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における自殺問題の現状及び問題を把握し、自殺予防の必要性について共通認識を図るとともに、心の健康に関わる保健福祉医療機関等の関係機関及び関係団体(以下「関係機関」という。)の機能を生かし、かつ、関係機関相互の連携を図りながら、精神保健福祉の向上に資することを目的として、うつ病及び自殺予防等の心の健康に関する普及啓発活動及び見守り事業を推進するため、天童市こころの健康推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 自殺予防に係る総合的な対策の推進に関すること。
- (2) うつ病及び自殺予防の見守りネットワーク構築に関すること。
- (3) 心の健康に関する普及啓発及び見守り活動の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、心の健康の推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 別表に掲げる機関が選任する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 健康福祉部長
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 連絡会議に会長を置き、会長は健康福祉部長をもって充てる。

2 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその責務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第3条関係)

天童市こころの健康推進連絡会議関係機関

1	天童市東村山郡医師会
2	天童市・東村山郡歯科医師会
3	天童・東村山地区薬剤師会
4	山形県司法書士会
5	村山保健所
6	山形県精神保健福祉センター
7	天童警察署
8	天童市消防署
9	天童市立小・中学校長会
10	天童・東村山地区養護教諭部会
11	天童市社会福祉協議会
12	天童市地域包括支援センター
13	天童市民生児童委員連絡協議会
14	山形産業保健総合支援センター
15	天童商工会議所
16	山形公共職業安定所

## 2 天童市自殺対策連携会議設置要綱

### (連携会議の設置)

第1条 市は、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画(以下「自殺対策計画」という。)を策定するに当たり、関係部局の情報を共有し、自殺対策推進に向けた連携を図るため、天童市自殺対策連携会議(以下「連携会議」という。)を設置する。

### (連携会議の所掌事務)

第2条 連携会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策に関する施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関する施策の推進に関すること。

### (連携会議の組織)

第3条 連携会議は、委員長及び委員をもって組織する。

### (連携会議の委員長)

第4条 連携会議の委員長は、健康福祉部長をもって充てる。

2 連携会議の委員長は、会務を総理し、連携会議を代表する。

3 連携会議の委員長に事故あるとき、又は連携会議の委員長が欠けたときは、あらかじめ連携会議の委員長が指名する連携会議の委員がその職務を代理する。

### (連携会議の委員)

第5条 連携会議の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部総務課長
- (2) 総務部市長公室室長補佐
- (3) 総務部納税課長
- (4) 健康福祉部社会福祉課長
- (5) 健康福祉部保険給付課長
- (6) 健康福祉部子育て支援課長
- (7) 市民部生活環境課長
- (8) 経済部商工観光課長
- (9) 建設部都市計画課長
- (10) 上下水道事業所上下水道課長
- (11) 教育委員会学校教育課長
- (12) 教育委員会生涯学習課長

### (連携会議の会議)

第6条 連携会議は、連携会議の委員長が招集する。

2 連携会議の委員長は、連携会議の議長となる。



3 連携会議の委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(係長会議の設置)

第7条 自殺対策の具体的な事項を調査、検討するため、連携会議に関係部局の係長をもって組織する会議(以下「係長会議」という。)を設置する。

(係長会議の所掌事務)

第8条 係長会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 自殺対策のために必要な対策及び連携の強化に関すること。
- (2) こころの健康及び自殺予防の普及啓発に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関する施策の推進に関すること。

(係長会議の組織)

第9条 係長会議は、委員長及び関係部局の係長をもって組織する。

(係長会議の委員長)

第10条 係長会議の委員長は、健康福祉部健康課長をもって充てる。

2 係長会議の委員長は、会務を総理し、係長会議を代表する。

3 係長会議の委員長に事故あるとき、又は係長会議の委員長が欠けたときは、あらかじめ係長会議の委員長が指名する係長会議の委員がその職務を代理する。

(係長会議の会議)

第11条 係長会議の会議は、係長会議の委員長が招集する。

2 係長会議の委員長は、係長会議の議長となる。

(連携会議及び係長会議の庶務)

第12条 連携会議及び係長会議の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、連携会議及び係長会議の運営に関し必要な事項は、連携会議の委員長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

### 3 計画の策定経過

月 日	会議等名	内 容
令和5年 5月 8日(月)	部長会	いのち支える天童市自殺対策計画(第2期)の見直しについて
6月28日(水)	第1回自殺対策連携会議(課長会議)	いのち支える天童市自殺対策計画(第2期)の策定について
7月19日(水)	第1回こころの健康推進連絡会議	いのち支える天童市自殺対策計画(第2期)の策定について
10月31日(火)	第2回自殺対策連携会議(課長会議)	いのち支える天童市自殺対策計画(第2期)(素案)について
令和6年 1月10日(水)	第2回こころの健康推進連絡会議	いのち支える天童市自殺対策計画(第2期)(素案)について
1月22日(月)	部長会	いのち支える天童市自殺対策計画(第2期)(素案)について
2月 1日(木)	市議会環境福祉常任委員会	いのち支える天童市自殺対策計画(第2期)(案)について
2月 6日(火) ~3月 4日(月)	パブリック・コメントの実施	いのち支える天童市自殺対策計画(第2期)(案)について

いのち支える天童市自殺対策計画(第2期)  
(案)

発 行 令和6年3月

編集・発行 天童市健康福祉部健康課

〒994-0047 天童市駅西五丁目2番2号

電話 (023)652-0884 FAX(023)651-5505



**TENDO®**